【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年５月31日
【会社名】	株式会社トレジャー・ファクトリー
【英訳名】	Treasure Factory Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　野坂　英吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田練塀町３番地
【電話番号】	(03)3880－8822（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長　小林　英治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田練塀町３番地
【電話番号】	(03)3880－8822（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長　小林　英治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2019年５月29日に開催された当社第24回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年５月29日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき8円 総額90,526,152円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年５月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の拡大及び新分野への展開に備えるため、現行定款第２条（目的）について、事業目的の追加、変更及び配列の見直しをするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　後
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(5)　(条文省略) [新設(現行定款第2条第11号より移設)] (新　設) (6)～(10)　(条文省略) (11)　スポーツ用品及び古物品の小売業を加盟店とするフランチャイズ組織の運営 (12)～(21)　(条文省略) (新　設) (22)　(条文省略) (新　設) (23)　不動産の取得、処分、管理及び賃貸借、リースその他の利用並びにそれらの仲介 (24)～(29)　(条文省略)	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(5)　(現行どおり) (6)　スポーツ用品及び古物品の小売業を加盟店とするフランチャイズ組織の運営 (7)　古物市場の運営、オークションの主催 (8)～(12)　(現行どおり) [削除(変更案第2条第6号に移設)] (13)～(22)　(現行どおり) (23)　一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業 (24)　(現行どおり) (25)　宅地建物取引業 (26)　不動産の取得、処分、管理及び賃貸借、リースその他の利用 (27)～(32)　(現行どおり)

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役として、野坂英吾、野坂淳、澤田卓、小林英治、鈴木信夫の５氏を選任する。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役として、長尾昌彦、石川博康の２氏を選任する。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役として、野口晃氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	賛成割合（%）	決議の結果
第１号議案	88,069	117	0	（注）１	99.87	可決
第２号議案	88,080	106	0	（注）２	99.88	可決
第３号議案				（注）３		
野坂　英吾	87,745	441	0		99.50	可決
野坂　淳	88,052	134	0		99.85	可決
澤田　卓	88,053	133	0		99.85	可決
小林　英治	88,053	133	0		99.85	可決
鈴木　信夫	87,523	663	0		99.25	可決
第４号議案				（注）３		
長尾　昌彦	88,048	138	0		99.84	可決
石川　博康	87,308	878	0		99.00	可決
第５号議案				（注）３		
野口　晃	77,064	11,122	0		87.39	可決

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以　上